

令和6年度 引き上げ分の地方消費税市町村交付金が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(歳入)	地方消費税交付金のうち社会保障財源化分	35,771 千円
(歳出)	社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	563,571 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

区 分	経 費	財 源 内 訳				
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国・道支出金	地方債	その他	社会保障財源化分の市町村交付金	その他
社会福祉	274,614	133,591	4,000	3,095	14,125	119,803
社会福祉事業	158,290	99,362		2,338	5,968	50,622
老人福祉事業	46,091	488	4,000	757	4,308	36,538
児童福祉事業	70,233	33,741			3,849	32,643
社会保険	114,249	0	0	13,000	10,679	90,570
介護保険事業	114,249			13,000	10,679	90,570
保健衛生	174,708	26,371	40,500	3,853	10,967	93,017
保健衛生事業	141,914	22,377	38,000		8,600	72,937
予防事業	32,794	3,994	2,500	3,853	2,367	20,080
合 計	563,571	159,962	44,500	19,948	35,771	303,390

- 消費税交付金のうち社会保障財源化分は、社会保障4経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生のいずれかに関する施策）に充てるものとされている。（社会保障4経費：制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費）
- 「社会福祉」は、障害者福祉事業、高齢者福祉事業、児童福祉事業など
「社会保険」は、介護保険事業など
「保健衛生」は、医療に係る施策、健康増進対策など
- 各区分における「社会保障財源化分の市町村交付金」は、「地方消費税交付金のうち社会保障財源化分」を一般財源額で按分。